

かすみがうら市議会議会運営委員会会議録

令和6年8月7日 午後 1時20分 開 議

出席委員

委員長 矢口龍人
委員 岡崎勉
委員 小倉博
委員 久松公生
委員 櫻井健一

欠席委員

副委員長 佐藤文雄

委員外委員

議長 小座野定信

出席説明者

なし

出席書記名

議会事務局長 金子俊文
議会総務課長 谷中博文
議会総務課課長補佐 鴻巣智子

議 事 日 程

令和6年8月7日（水曜日）午後 1時20分 開 議

1. 開 会
2. 議長あいさつ
3. 事 件
 - (1) 令和6年第3回定例会の運営について
 - ・ 一般質問の日程を含む会期日程について
 - ・ 第3回定例会提出予定案件について
 - ・ 議案審査の方法について
 - ・ 一般質問について
 - ・ 会期日程（案）について
 - (2) その他
4. 諮問に対する答申（案）について
5. 閉 会

開 議 午後 1時20分

○矢口龍人委員長

それでは、皆様、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。
ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しております。会議は成立いたしました。
それでは、ただいまから議会運営委員会を開きます。
初めに、小座野議長からごあいさつをお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

改めましてこんにちは。
開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。
委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、大変ご苦勞様でございます。
本日は、7月25日に貴委員会に諮問させていただきました令和6年第3回定例会の運営につきましてご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。
また、一般質問の日程を含む会期日程につきまして、今回の定例会で試行的に実施、検証したいと思っております。県南10市での例を参考に試行案を作成いたしました。詳細は議会事務局長から説明させていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。
以上でございます。よろしくお願いいたします。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。
次に、書記を指名いたします。
議会事務局議会総務課、鴻巣補佐を指名いたします。
本日の日程は、会議次第のとおりであります。
それでは、早速、本日の日程事項に入ります。

○矢口龍人委員長

本日の事件は、（１）令和６年第３回定例会の運営についてであります。

先ほど議長から申出がありました一般質問の日程を含む会期日程についてを議題といたします。

議会事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局長（金子俊文君）

ご苦労さまでございます。

それでは、一般質問の日程を含む会期日程についてご説明させていただきます。

これまでの議会運営委員会での審議におきまして、県南10市の状況を参考に会期日程（案）を作成させていただきましたので、ご協議をお願いしたいと思います。

タブレットのほうの資料をご覧くださいと思います。

会期日程（原案）、続いて会期日程（変更A案）、また会期日程（変更B案）と３案を作成いたしました。

１枚目の原案につきましては、開会して最初に一般質問を行い、委員会を開催するというものでございます。県南10市につきましては、取手市、牛久市、つくば市、稲敷市、かすみがうら市がこのような状況で実施してございます。

２枚目、変更案Aにつきましては、前回の議会運営委員会でも出ましたように、開会して先に委員会審議を行い、最後に一般質問を行うというものでございます。県南10市では、守谷市、つくばみらい市が実施してございます。

続いて３枚目、変更B案でございます。こちらは、開会しまして数日間、議案等の調査研究のため休日といたしまして、一般質問を行い、委員会という流れでございます。県南10市では、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市が実施してございます。

先ほど議長からもありましたように、今回の９月議会で変更A案について試行的に実施をしまして、こちらでメリット・デメリットを検証してまいりたいと考えてございます。その結果に基づきまして、これまでの原案でいくのか、変更A案でいくのか、また変更B案を12月の議会で試行的に行うか等を12月議会の議運でご協議いただきたいと思いますと考えてございます。

そして、令和７年、議会運営委員会で協議し、試行的議会を経て検証しまして、令和７年第１回定例会より本格運用を目指してまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。ご協議をお願いいたします。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

ただいまの件につきましてご意見等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。ご意見等ございませんか。

○小倉 博委員

開議の時刻でありますけれども、以前、午後からという会議もあったような気がするんですけども、10時からやりたいという方向ですか。

○議会事務局長（金子俊文君）

午後から開催で考えております。

○矢口龍人委員長

あくまでも本会議は10時というのが原則なんですけれども、コロナ対策ということで午後からだったんですけども、今後もそういう時間で続けていく、それはこの議運で決定するというものでございまして、また来年度の令和７年度に関しましては、時間的なものもそのときにしていただければという

ふうに思っております。

それでは、第3回、今度の定例会でございますけれども、このA案を試行的に実施してみて、また定例会後に、別途、この運営委員会で検討するというところでいかがでしょうか。よろしいですか、そういう試みでございますけれども。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、そのようにさせていただきます。よろしくご協議のほど、お願いいたします。

次の議題に移ります。

次に、第3回定例会提出予定案件についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局長（金子俊文君）

それでは、第3回定例会提出予定案件についてご説明いたします。

タブレットの令和6年かすみがうら市議会第3回定例会提出予定案件をご覧いただきたいと思います。

報告が3件、承認が1件、条例が5件、補正予算が2件、決算の認定が6件、市道路線の認定・変更が3件、全体で20件を予定してございます。詳細内容につきましては、第3回定例会の告示日であります8月27日に開催が予定されております全員協議会において、担当部課長等からの説明を予定しております。

○矢口龍人委員長

補足説明はありますか。

○議会事務局長（金子俊文君）

以上でございます。

○矢口龍人委員長

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。ご質問等ございませんか。

[発言する者なし]

○矢口龍人委員長

それでは、ご質問等もないようですので、次の議題に移ります。

次に、議案審査の方法についてを議題といたします。

お諮りいたします。

令和6年第3回定例会提出予定案件のうち、報告3件、決算の認定7件を除く条例3件、補正予算5件、その他1件、合わせて9件の案件につきましては、前例により、議長を除く全議員で構成する（仮称）令和6年第3回定例会議案審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、その後、決算の認定に関する7件の案件につきましては、前例により、議長及び議会選出の監査委員1名を除く全議員で構成する（仮称）決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中に審査することによるでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

次に、一般質問についてを議題といたします。

一般質問の通告を締め切りました結果、8名の議員から通告がございました。

お諮りいたします。

一般質問の期間は、8名ですので、3日間とすることよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

一般質問の通告内容につきましては、お目通し願います。

ここで暫時休憩いたします。〔午後 1時29分〕

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。〔午後 1時31分〕

それでは、一般質問の通告内容につきましてご意見等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。何かございますか。

〔発言する者なし〕

○矢口龍人委員長

それでは、ご意見等もないようですので、次の議題に移ります。

次に、会期日程（案）についてを議題といたします。

事務局から補足説明を求めます。

○議会事務局長（金子俊文君）

それでは、令和6年かすみがうら市議会第3回定例会会期日程（案）についてご説明いたします。

先ほどご協議をいただきました変更A案、先に委員会質疑を行いまして、最後に一般質問を行うというようなことでございます。

○矢口龍人委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○岡崎 勉委員

委員会が早く終わった場合は、その後は休会になるんですか。あくまでも本会議は13日ということで。

○議会事務局長（金子俊文君）

予備日等もございますので、一般質問につきましては、9月13日金曜日からということで予定しています。

○矢口龍人委員長

一般質問の日程は変わらず、要するに委員会が長くかかる、短くというのに対しては、日程は変更なしということでございます。

それでは、ここでお諮りいたします。

令和6年第3回定例会の会期は、9月3日火曜日から9月24日火曜日までの22日間といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

お諮りいたします。

一般質問の期間を3日間とし、変更A案の9月13日金曜日に3名、17日火曜日に3名、18日水曜日に2名とすることよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

なお、一般質問及び（仮称）議案審査特別委員会、（仮称）決算審査特別委員会の会議時刻は、午後1時半とすることによろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

また、議案に対する質疑の通告期限を8月30日金曜日の午後5時までとし、討論の通告を9月19日木曜日の正午までとすることによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

なお、ただいま決定いたしました会期日程（案）につきましては、本委員会終了後に各議員にお知らせいたしますので、申し添えさせていただきます。

○矢口龍人委員長

（２）その他についてであります。

ここで議長から発言の申出がございますので、お願いいたします。

○議長（小座野定信君）

去る7月23日及び24日に市長及び私宛てに、匿名ではありますが、告発文の送付がございました。これを受けまして、市長、副市長、副議長、そして私の4人で協議を行いました。まずは議会運営委員会でご協議いただくのが適当と思われるので、ご審議を賜りますようお願いいたします。

内容ですが、皆さんも多分知っている方はいるかと思うんですが、設楽議員が自損事故、車を、軽トラックなんです、ちょっと草むらに乗り上げてまして横転させたと。事故の報告等がないんじゃないかなというような告発文でしたが、その辺につきまして、設楽議員本人に話を全員協議会のほうで聞いてみてはどうかというふうに思いまして、一応、議会運営委員会の皆様にご相談の運びとなったわけでございます。よろしくをお願いします。

○矢口龍人委員長

以上で、申出による発言が終わりました。

それでは、議長から申出のありました告発文についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局長（金子俊文君）

それでは、告発文についてご説明をさせていただきます。

ただいま議長から申出がございましたように、7月23日及び24日に市長及び議長宛てに告発文の送付がございました。

内容につきましては、市長宛て、議長宛て、全て同文でございます。

タブレットの資料をご覧いただきたいと思います。

内容について読ませていただきます。

「告発文。

設楽健夫市議会議員は、田伏の県道の歩道を、日常的に軽トラで運行している。このように交通違反を繰り返す常習犯である設楽議員は、去る5月26日、いつものように軽トラで歩道を走行中、縁石ブロックに乗り上げ、車を横転させる事故を起こした。

加えて、事故を警察へ通報せず、道路交通法第72条に違反した。

この事件は、議員数名が目撃している。

市民の代表として範を示すべき市議会議員が、交通違反を繰り返し、かつ、事故を起こした後も警察へ通報せず隠蔽をするとは、なんたることか。このような犯罪者に議員の資格はない。

正義を重んじる市議会において、このことをしっかりと調査し、しかるべき処分が下されることを信じ、告発する」というような内容でございます。

これを受けまして、先ほどもありましたように、7月29日、市長、議長、副市長、副議長で協議をいただいております。その中で、まずは議会運営委員会で協議いただくのが適当であるということでございますので、本日ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○矢口龍人委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご意見等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。ございませんか。

○櫻井健一委員

住所も何も分からなくて全然事故の状況がつかめないのが、この中で判断するというのが難しいということと、軽トラで歩道を通行していたというところが、歩道というのが明確に分かるかどうかというのも判断がそれによってできないのかなと思うんで、横断するということはきっと歩道でもあり得ることなのかと思うんですけれども、歩道を走っちゃっているというのがちょっとどういう状況なのか分からなくて、もうちょっと詳しいこととかというのをやっぱり知らない判断ができないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

今、冒頭、議長のほうから全員協議会で状況を確認するというのは、そういうことを踏まえての確認という意味合いでよろしいということなんでしょうか。

○矢口龍人委員長

議長からのお話は、こういう告発文が来ているという事実を全議員が共有するべきじゃないかなということなんですよね。あと、この内容については、本人が弁明するところがあれば弁明、あくまでも本人次第ですからね、これは。私らに強制力はないんで。これはあくまでも怪文書的なものなんで。ですから、とりあえず全員協議会で皆さんと共有するというのが一番先決かなと思うんですけどね。

そういう意味ですよ、議長、先ほど言われたのは。

○議長（小座野定信君）

今、櫻井委員が言ったように、この文面だけではちょっと状況も判断できないと思います。

やはりこの文面の中のポイントというのは、歩道と、あと警察への通報、道交法第72条に違反した、あと議員が数名目撃している、この4点だと思うんですよ。

この4点について全員協議会で設楽議員の説明を聞いた後、質問をして、私も細かい話は聞いていませんので、そういったことを全員協議会の中で聞くというのはあれですけども、全員協議会というのは議事録が残りませんし強制力もない場ですから、こういう事故があったけれども、今後は議員一人一人こういうことには気をつけましょと、そういった意味合いも含めて質問するのもいいかなというふうに私は思います。

[告発文について発言する者あり]

○矢口龍人委員長

挙手をして話をしてください。

○久松公生委員

先ほど来、櫻井健一委員を含め議長もおっしゃっていましたように、本当に内容が文章では分からないので、全員協議会で聞くというか、こういうやり取りがあるのかもしれないですけども、それを聞くしかないと思うので、その意見には私は賛成であります。

○櫻井健一委員

市の職員であれば、事故をやったときに市に届けをだすとか、違反をやって捕まったときには市のほうにというようなお話はあるかと思うんですけども、我々議員としてはそういうような取り決めというのがあるんですか。それで実際、今までそれを出されていて、何か処分をされたというような前例みたいなことに関してはあるのかどうかというのも……

○議会事務局長（金子俊文君）

お答えいたします。

議員の事故に関しましては、あくまで公務災害に当たる場合の届けということでございますので、議会に出席する場合がありますとか、委員会活動とか全協とか、あとは研修等に対する事故に関しては届け出る義務がございます。

○櫻井健一委員

ということは、僕たちはほかの職業との兼務が認められていると思うんですけども、公務以外、自分の仕事上で起こった事故ですとか違反に関しては、それを通告する義務はないという解釈でよろしいんでしょうか。

○議会事務局長（金子俊文君）

議会に対する報告義務はございません。

○矢口龍人委員長

今の説明はちょっとおかしいんですけども、議会に対するのではなくて、道路交通法の場合は、事故を起こした場合は届け出なさいということになっている。これは別に議員とか議員でないとかに関係なく、道路交通法の話なんです。ですから、義務とかなんとかじゃなくて法律の部分だと思うんだよね。

○櫻井健一委員

今、委員長がおっしゃった届出は警察に対する届出ということであって、その届出はどういう事故であつてもするべきだというのは、運転免許を持っている人には課せられていますよというのがこの第72条ということだと思うんですけども、それに抵触したことに対してこういうことを私はやりましたというのは、議員の公務以外のときにはこちらにお知らせする必要はなかったということなんですか。

○矢口龍人委員長

付け加えると、例えば自爆でも事故を起こした場合に物損になっちゃっている場合も、当て逃げになっちゃうんだよね、要するに届出をしないと。届けて壊れたところをちゃんと修繕しないと。例えば標識を壊しちゃったとかガードレールを曲げちゃったとって、当ててそれで終わりにしちゃうと当て逃げとなっちゃう。当然、被害者というか、人身になった場合には重いですからね、相当。ひき逃げということになっちゃいますから。ですから、そういうふうなことまでにはなっていないんでしょうけれども。だから、届出するというのは、やっぱり自分を守るための一つの手段だと思うんだよね。

では、以上でございますので、全員協議会でこの内容を全議員にお話しすることによってよろしいで

すか。

○議長（小座野定信君）

事前に、今日議会運営委員会に来る前に、正直なところ設楽議員とは電話で話をしてきました。詳しい内容を説明して下さいとまでは言っていませんが、事故の状況を説明してもらって、設楽議員なりにご迷惑をかけましたとか、ごめんなさいとか、そういうことのちょっと話をしてほしいということは設楽議員には伝えてあります。

○矢口龍人委員長

あとは本人次第でございますので。

それでは、そのようにさせていただきます。

○矢口龍人委員長

次に、諮問に対する答申案についてを議題といたします。

答申案のデータをタブレット端末にお送りいたしますので、お目通しいただきたいと思います。

ここで暫時休憩といたします。 [午後 1時49分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時50分]

それでは、答申案につきましてお気づきの点がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いしたいと思います。ご意見等はございませんか。

[発言する者なし]

○矢口龍人委員長

それでは、ご意見等もないようですので、ここでお諮りいたします。

本案のとおり議長に答申し、8月27日火曜日開催予定の全員協議会で報告したいと思います。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

○矢口龍人委員長

以上で本日の日程事項は全て終了いたしました。ほかに何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、ないようですので、以上で本日の議会運営委員会を散会いたします。

ここで委員各位にお知らせいたします。

第3回定例会提出予定案件の概要説明を受けるため、8月27日火曜日午後1時30分から本委員会の開催を予定しています。詳細は各委員に追ってご連絡いたしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。ご苦労さまでした。

散 会 午後 1時51分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

議会運営委員会委員長 矢 口 龍 人